

資金決済に関する法律第 20 条第 1 項に基づく

前払式支払手段の払戻しのお知らせ

2026 年 3 月 31 日に株式会社アマノが提供する「アマノカード」に付帯するプリペイドカード機能廃止したことに伴い、以下の通り未使用残高の払戻しをいたしますので、申出期間内に申出をお願いいたします。

■払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号

株式会社アマノ

■払戻しの対象となる前払式支払手段の種類

アマノカード、モバイルアマノカード

■払戻しの申出期間

2026 年 4 月 1 日(水)～2026 年 6 月 30 日(火)

※当該申出期間内に申出のない保有者は、払戻手続きより除外されますのでご注意願います。

■申出の方法

下記 Web サイトのお問い合わせフォームにて受付

■払戻しの方法

銀行振込において、残高金額を振込（振込手数料発行者負担）

■払戻しに関する問い合わせ先

〒461-0004 名古屋市東区葵 1-3-15

株式会社アマノ アマノカード担当

<https://www.amano-ltd.co.jp/>